

土砂埋立て等変更許可書

(住所) 宮若市高野597番地1

(氏名) 株式会社 双一開発 代表取締役 落合重太

令和4年10月20日付で申請のあった土砂埋立て等の変更については、福岡県土砂埋立て等による災害の防止に関する条例(平成14年福岡県条例第27号)第6条第1項の規定に基づき、下記の条件を付して許可します。なお、下記の条件に従って土砂埋立て等を行わない場合には、この許可を取消すことがあります。

土砂埋立て区域の位置	宮若市四郎丸字京野64番1外22筆
土砂埋立て等を行う土地の面積	85,921 m ²
土砂埋立て等の最大たい積時に用いる土砂の量	1,071,000 m ³
土砂埋立て等を行う期間	令和2年2月2日～令和15年3月31日
開発行為の目的	残土処理及びストックヤード

令和5年1月16日

福岡県知事 服部 誠太郎



記

- 1 土砂埋立て等は、申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- 2 防災施設は、本工事に先行して施工すること。
- 3 県の職員が開発行為の施工状況等に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
- 4 土砂埋立て区域内の公衆の見やすい場所に、規則で定める事項を記載した標識を掲示すること。
- 5 土砂埋立て等を完了又は廃止したときは、当該土砂埋立て等を完了又は廃止した日から起算して14日以内に規則で定めるところにより知事に届け出ること。
- 6 土砂埋立て等に着手した日から6月間ごとの期間における土砂埋立て等の状況について、当該期間を経過した日から起算して14日以内に条例で定めるところにより知事に報告すること。
- 7 土砂埋立て等の計画を変更するときは、変更許可申請を行うこと。
- 8 土砂埋立て等の施工中に災害が発生した場合には、適切な措置を講じるとともに、遅延なく知事に届け出ること。
- 9 土砂埋立て等の途中において、災害が発生し或いは、発生する恐れがある場合は、許可条件の変更及び追加をすることがある。

(教示)

この処分に対して不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、福岡県知事に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に規定する審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、福岡県（訴訟において福岡県を代表する者は福岡県知事となります。）を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条に規定する処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。